

「（一社）横浜市工業会連合会」

横浜青年経営者会

会 則

（名 称）

第 1 条 本会は「（一社）横浜市工業会連合会」横浜青年経営者会という。

（目 的）

第 2 条 本会は次代を担う青年経営者の研鑽の場として、その資質の向上を図るとともに、横浜の産業の活性化に寄与することを目的とする。

（事 業）

第 3 条 本会は前項の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）会員相互の研鑽、研修及び情報交換
- （2）情報収集のための調査・研究
- （3）産業施設、市工連活動等の具体的展開に向けた提言
- （4）会員相互の交流、親睦に資する事業
- （5）大都市及び五都市との交流会の開催
- （6）その他の目的達成に必要な事業

（会 員）

第 4 条 本会の会員は、市工連傘下企業の経営者及びこれに準ずる者で、原則として 55 才未満とする。

但し、役員就任は 50 才未満とする。

2 入会者または入会者の所属する法人は地域工業会会員であって、青年経営者及びこれに準ずる者でなければならない。

3 本会（旧若手会、二世会）に 5 年以上在籍し、55 歳で定年を迎えた会員を OB 会員（任意）とする。

（入 会）

第 5 条 会員になろうとする者は、会員の推薦による入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（退会、休会）

第 6 条 会員は退会しようとする時は、その旨を会長に届けなければならない。

2 本会の名誉を毀損し、又会費納入の義務を怠った者は退会を命ずる。

3 休会者の扱いは理事会で審議決定し、本人に通知する。

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 16名以内
- (4) 会計 2名
- (5) 監査 2名

計24名以内

- 2 役員を選出は会員の互選による。
- 3 役員任期は1年とする。但し再任は妨げない。
- 4 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会長は地域工業会長会に出席し、協議に参画する。
- 6 副会長は、会長を補佐して会務を掌握し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理し、又は代行する。
- 7 本会に理事会の承認を得て、顧問等をおくことができる。

(会議)

第8条 会議は定例会と臨時会とする。

- 2 定例会は事業計画に則って開催する
- 3 臨時会は必要に応じて臨時開催する。

(運営)

第9条 本会は市工連に所属する部会として、自主的自由に運営するものとする。

- 2 運営費用は市工連の交付金及び会費等をもって充てる。
- 3 会費は25,000円とし、6月末に一括納入する。

(総会)

第10条 総会は会員をもって構成する。

- 2 通常総会は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に会長が、召集し、開催する。
- 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 総会は、会員の半数以上の出席がなければ開催することが出来ない。
- 5 総会は次の事項を決議する。
 - ①事業報告及び収支決算
 - ②事業計画及び収支予算
 - ③役員を選任
 - ④会則の変更
 - ⑤その他本会の運営に関し重要な事項
- 6 やむを得ない理由のため総会に出席することができないときは、他の会員を代理人として議決を委任することができる。

(事務局)

第 1 1 条 本会の事務局は市工連事務局に置く。

(会 計)

第 1 2 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日迄とする。

(その他)

第 1 3 条 この会則に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は会議の決定を経て定める。

(附 則)

- 1 この会則は平成 8 年 5 月 1 6 日から施行する。
- 2 平成 1 0 年 5 月 2 7 日改定
- 3 平成 1 2 年 4 月 2 6 日改定
- 4 平成 1 6 年 5 月 2 1 日改定
- 5 平成 1 7 年 5 月 1 3 日改定
- 6 平成 2 0 年 4 月 1 8 日改定
- 7 平成 2 2 年 4 月 2 3 日改定
- 8 平成 2 4 年 4 月 2 0 日改定
- 9 平成 2 5 年 4 月 1 9 日改定

添表

慶弔見舞金規定

会員、OB会員に対する慶弔見舞金は本規定により贈呈する。

項目	区分	金額等	備考
結 婚	会員本人	30,000円	必要に応じ 祝電
	本人以外	ナシ	
新增改築	社屋新築及び 増改築	会長に披露招待あるもの 10,000円	お酒等は この枠にて
		会長に披露招待ないもの ナシ	
疾 病	会員本人	入院7日以上 10,000円	
	本人以外	原則としてナシ	
災 害	社屋	全損 20,000円 半損 ナシ	
	社屋以外	原則としてナシ	
死 亡	会員本人	花環(生花)1基 香典30,000円	必要に応じ 弔電
	配偶者	花環(生花)1基 香典20,000円	必要に応じ 弔電
	一親等	花環(生花)1基 香典10,000円	必要に応じ 弔電

- 注1. 本規定以外のもので、特に必要と認められる場合及び備考欄但し書きのあるものについては、会長・副会長協議の上決定する。
2. 花環(生花)は時価とし、世間標準のものを供する。
3. 同じ項目で、本規定の二つ以上に該当する場合は、金額等の多い何れか一方を適用する。
4. 天災地変その他で災害が同時多発した場合等は適用しない。
5. 本規定は平成25年4月19日より適用する。

横浜青年経営者会
OB会員規約内規

1. 本会事業の参加費については会員と同額とする。
2. 総会に参加することができる。但し議決権はないものとする。
3. 総会資料をもって収支報告とする。
4. 慶弔見舞金規定に関しては会則に準ずる。
5. 会費は年会費10,000円とし、6月末に一括納入する。

(附則)

1. この内規は平成25年4月19日から施行する。